

災害薬事連絡会議開催要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県保健福祉部医療政策課が所管する大規模災害時医療救護活動マニュアル第5章「医療救護班の派遣要請と活動」及び第7章「医薬品等の供給」に規定する薬剤師による医療救護活動及び医薬品等供給体制等について検討するために設置する災害薬事連絡会議（以下「連絡会議」という。）について、開催に関して必要なことを定め、円滑な会議運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 平時

- ① 薬剤師による医療救護活動、派遣体制及び医薬品等供給体制の見直し
- ② 災害時における構成機関の役割の明確化及び連絡網の構築についての見直し
- ③ その他必要な事項

(2) 宮城県災害対策本部設置時

- ① 保健医療福祉調整本部等の収集した情報の分析
- ② 薬剤師による医療救護活動に係る協議及び報告
- ③ 医薬品等供給に係る協議及び報告
- ④ その他必要な事項

(組織)

第3 連絡会議は、学識経験を有する者、以下の機関に所属する代表者及び薬事担当保健所長を含む県の職員により構成することができるものとする。

- (1) 一般社団法人宮城県薬剤師会
- (2) 一般社団法人宮城県病院薬剤師会
- (3) 宮城県医薬品卸組合
- (4) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部
- (5) 宮城県医療機器販売業協会
- (6) 宮城県赤十字血液センター

2 構成員の任期は、毎年度限りとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員は、再任されることができる。

4 連絡会議の事務を処理するため、宮城県保健福祉部薬務課に事務局を置く。

5 必要に応じて、連絡会議で議論される内容について、より実務的な事項について具体的に検討を行う実務担当者部会を、連絡会議の下に設けることができるものとする。

6 実務担当者部会の構成員は、第3第1項で定める機関に所属する実務担当者及び県の担当者の他、災害薬事コーディネーターを含めるものとする。

7 実務担当者部会には、世話人を置くことができる。

(議長及び副議長)

第4 連絡会議に、議長及び副議長を置く。

2 構成員の中から議長を互選し、副議長を薬務課長とする。

3 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長に事故あるときは、出席者の中から職務代理者を互選する。

(会議及び実務担当者部会)

- 第5 連絡会議及び実務担当者部会は、薬務課長が必要に応じて招集する。
- 2 議長は、必要に応じて、議題に関係ある一部の構成員のみを招集し、連絡会議の開催を薬務課長に求めることができる。
 - 3 議長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を薬務課長に求めることができる。
 - 4 世話人は、必要に応じて、議題に関係ある一部の構成員のみを招集し、実務担当者部会の開催を薬務課長に求めることができる。
 - 5 世話人は、必要に応じて、実務担当者部会の構成員以外の者の出席を薬務課長に求めることができる。
 - 6 連絡会議及び実務担当者部会は、構成員が一定場所に集合して議論することで実施される他、感染症の流行等により集合することが困難である場合等は、オンライン又は持ち回り議論等により実施される。

(その他)

- 第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、連絡会議で協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月26日から施行する。